



県章

# 山形県公報

平成29年1月27日（金）  
第2815号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○特定個人情報の保護の特例に関する条例の一部の施行期日を定める規則……………（学事文書課）…49

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…50
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）…同
- 一般国道の供用の開始……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…51
- 基本測量の終了の通知……………（県土利用政策課）…同
- 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（同）…52
- 県道路線の廃止……………（道路保全課）…同
- 昭和58年4月県告示第564号（県道路線）の一部改正……………（同）…同
- 県証紙売りさばき人の変更……………（会計局）…同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………53
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………55
- 資金管理団体の届出事項の異動……………同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…56
- 監査結果の公表……………（監査委員）…60
- 平成27年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……………（同）…64

## 規 則

特定個人情報の保護の特例に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第3号

#### 特定個人情報の保護の特例に関する条例の一部の施行期日を定める規則

特定個人情報の保護の特例に関する条例（平成27年7月県条例第40号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、平成29年5月30日とする。

## 告 示

### 山形県告示第58号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
株式会社メグシィ 鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33	キッズスクールメグシィ 鶴岡市新形町16番37号	児童発達支援	平成28.12.27
株式会社メグシィ 鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33	キッズスクールメグシィ 鶴岡市新形町16番37号	放課後等デイサービス	同

### 山形県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月27日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成29年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東村山郡山辺町大字大寺字千手堂1096番4から 同 1096番7まで	旧	8.0メートル ） 5.8	メートル 4
同 上	新	8.0メートル ） 5.8	同 上

### 山形県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月27日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成29年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字大寺字千手堂1096番4から  
同 1096番7まで
- 3 供用開始の期日 平成29年1月27日

### 山形県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月27日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成29年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢下新田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
酒田市山元字滝沢38番2から 同 38番3まで		旧	13.0メートル } 10.0	10 メートル
酒田市山元字滝沢38番2から 同 38番まで		新	13.5メートル } 11.3	同上
酒田市山元字滝沢39番7から 同 39番8まで		旧	16.0メートル } 12.2	40 メートル
酒田市山元字滝沢39番1から 同 39番1まで		新	16.7メートル } 12.2	同上
酒田市山元字滝沢44番2から 同 44番3まで		旧	15.0メートル } 10.5	46 メートル
同	上	新	17.2メートル } 14.6	同上

#### 山形県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月27日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成29年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 田沢下新田線
- 2 供用開始の区間 酒田市山元字滝沢39番4から  
同 44番3まで
- 3 供用開始の期日 平成29年1月27日

#### 山形県告示第63号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成29年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
米沢市、鶴岡市、酒田市、上山市、南陽市、東置賜郡高畠町、同郡川西町、東田川郡三川町及び同郡庄内町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成28年6月2日から平成29年1月4日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）

#### 山形県告示第64号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画第一種市街地再開発事業
  - (2) 名称 七日町第5ブロック南地区第一種市街地再開発事業

- 2 縦覧の場所  
 県土整備部都市計画課

**山形県告示第65号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
 山形広域都市計画高度利用地区
- 2 縦覧の場所  
 県土整備部都市計画課

**山形県告示第66号**

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、県道の路線を次のとおり廃止した。  
 なお、関係図面は、県土整備部道路保全課において縦覧に供する。

平成29年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
161	今泉停車場線	今泉停車場	長井市今泉	

**山形県告示第67号**

昭和58年4月県告示第564号（県道路線）の一部を次のように改正する。

平成29年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 2 一般県道の項の表中

159	小国停車場線	小国停車場	西置賜郡小国町緑町		
161	今泉停車場線	今泉停車場	長井市今泉		

を

159	小国停車場線	小国停車場	西置賜郡小国町緑町		
-----	--------	-------	-----------	--	--

に改め

る。

**山形県告示第68号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第14条第1項の規定により、証紙の売りさばき人の変更を次のとおり承認した。

平成29年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	承認年月日
変 更 前	変 更 後		
長谷部 堅司	長谷部 みつ	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲1026番地	平成29. 1. 19

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成29年1月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
谷江まさてる後援会	谷 江 正 照	谷 江 可奈子	上市市石崎二丁目1番33号	平成 28. 10. 27
佐久間千佳後援会	大 沼 隆	大 瀧 昌 貴	東田川郡三川町大字東沼字興屋下36	同 12. 9
小林しげよし後援会	武 田 富 志	石 川 吉 雄	東田川郡三川町大字横内字日野宮2	同 12. 14

#### 山形県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成29年1月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

#### 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党東根市支部	清野 忠利	主たる事務所の所在地	東根市さくらんぼ駅前二丁目10番21号	東根市大字野田45番地の1	平成 28. 4. 9
		代表者の氏名	清 野 忠 利	秋 葉 征 士	
		会計責任者の氏名	白 井 健 道	加 藤 信 明	
民進党山形県第3区総支部	吉田 大成	政治団体の名称	民進党山形県第3区総支部	民主党山形県第3総支部	同 4. 14
自由民主党山形県トラック支部	加川 操一	代表者の氏名	加 川 操 一	矢 野 佳 伸	同 5. 26

自由民主党酒田支部	高橋千代夫	会計責任者の氏名	牧 秀 樹	佐 藤 勝	同 6. 1
自由民主党山形県LPガス支部	大場正仁	会計責任者の氏名	佐 藤 友 彦	椎 名 節 雄	同
日本共産党村山地区委員会	稲毛浩行	会計責任者の氏名	佐 藤 真 理	佐 竹 直 一	同 8. 1
社会民主党北村山支部	須藤和幸	主たる事務所の所在地	村山市大字河島乙124	村山市大字富並3861番地	同 12. 1
		代表者の氏名	須 藤 和 幸	猪 藤 英 雄	
社会民主党新庄最上支部	今田雄三	会計責任者の氏名	若 野 伸 一	安 食 秀 昭	同
社会民主党鶴岡田川支部	安達正	代表者の氏名	安 達 正	伊 藤 繁 次 郎	同
社会民主党山形県第三区支部連合	安達正	代表者の氏名	安 達 正	伊 藤 繁 次 郎	同
自由民主党八幡支部	土門歳夫	会計責任者の氏名	丸 藤 修 市	羽 根 田 篤	同
自由民主党朝日町支部	阿部賢一	会計責任者の氏名	白 田 忠 一	柴 田 喜 久 雄	同 12. 24
自由民主党朝日町支部	柴田喜久雄	主たる事務所の所在地	西村山郡朝日町大字宮宿31-10	西村山郡朝日町大字今平1	同 12. 25
		代表者の氏名	柴 田 喜 久 雄	阿 部 賢 一	
社会民主党西村山支部	佐藤幸吉	主たる事務所の所在地	寒河江市西根北町7-30	西村山郡大江町大字貫見394-1	同 12. 31
		代表者の氏名	佐 藤 幸 吉	松 田 敏 男	

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
青木彰榮後援会	青木彰榮	主たる事務所の所在地	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲724-1	西置賜郡白鷹町大字山口4001-5	平成 28. 4. 1
佐藤ひろゆき後援会	越智茂昭	代表者の氏名	越 智 茂 昭	小 林 康 一	同
山形県トラック事業経営研究会	加川操一	代表者の氏名	加 川 操 一	矢 野 佳 伸	同 5. 26
全国LPガス政治連盟山形県支部	大場正仁	会計責任者の氏名	佐 藤 友 彦	椎 名 節 雄	同 6. 1
佐藤さとし後援会	阿部克明	代表者の氏名	阿 部 克 明	菅 原 博 光	同 9. 23
吉村みえこ後援会長井支部	那須猛	代表者の氏名	那 須 猛	外 田 陽	同 10. 23
舟山やすえを支援する会	舟山康江	主たる事務所の所在地	山形市香澄町3-2-1 山交ビル8階	山形市小白川町4-27-5	同 11. 3
こんの誠後援会	鈴木公一	代表者の氏名	鈴 木 公 一	木 村 明 男	同 11. 13

テイク・オフ21	佐藤俊彦	会計責任者の氏名	長 健太郎	水 澤 桂 輔	同 11.23
かっぺい後援会	相田克平	会計責任者の氏名	相 田 克 平	相 田 依 子	同 11.28
佐藤正治後援会	金子正喜	代表者の氏名	金 子 正 喜	太 田 俊 男	同 12. 1

## 山形県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成29年1月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党山形県南陽市第一支部	佐 貝 全 健	平成28.12.10

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
日本物流党	佐 藤 慶 一	平成28.10.20
税理士による岸宏一後援会	木 口 隆	平成28.11.30
かとう研後援会	加 藤 研	平成28.12. 1
熊谷晃一を支える会	熊 谷 晃 一	平成28.12. 5
都市デザイン研究室	長 岡 壽 一	平成28.12.13
長谷川元後援会	田 中 正 信	平成28.12.14

## 山形県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成29年1月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
青 木 彰 榮	青木彰榮後援会	主たる事務所の所在地	西置賜郡白鷹町大字 荒砥甲724-1	西置賜郡白鷹町大字 山口4001-5	平成 28. 4. 1

舟山康江	舟山やすえを支援する会	主たる事務所の所在地	山形市香澄町3-2 -1 山交ビル8階	山形市小白川町4- 27-5	同 11.3
------	-------------	------------	------------------------	-------------------	-----------

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者 円	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 円	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者 円	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者 円		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者 円	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 円
県営鈴川第二アパート4号	山形市鈴川町三丁目17-22	3K	44.4	3	一般用	12,000	13,900	15,900	17,900	20,300	20,300	3月分の家賃に相当する額
同 五十鈴アパ一ト1号	同 大野目二丁目2-52	同	51.2	3	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,900	
同 3号	同 2-46	同	51.2	3	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,900	
同 桜町アパ一ト2号	同 桜町四丁目12-20	3DK	64.2	1	同	20,800	24,000	27,500	31,000	35,400	40,900	
同 宮町アパ一ト3号	同 宮町二丁目8-28	同	64.2	1	同	21,700	25,000	28,600	32,300	36,900	42,600	
同 深町アパ一ト1号	同 深町一丁目7-39	同	62.6	1	同	21,700	25,100	28,700	32,400	37,000	42,700	
同 東山住宅	同 大字十文字6106	2DK	61.5	3	特定目的用 (身障者用)	23,900	27,600	31,600	35,600	40,700	47,000	单身可
同 飯塚住宅2号	同 飯塚町1353-1	同	55.4	2	一般用	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800	单身可
同 土屋倉アパ一ト2号	同 土屋倉アパ一ト2号	3DK	51.8	1	同	12,700	14,600	16,800	18,900	21,600	24,900	
同 日光アパ一ト4号	同 日光アパ一ト4号	同	62.9	1	同	22,400	25,900	29,600	33,400	38,100	44,000	
同 長岡アパ一ト2号	同 長岡アパ一ト2号	同	75.9	1	同	27,700	31,900	36,500	41,200	47,100	54,300	
同 天童駅西アパ一ト2号	同 天童駅西アパ一ト2号	同	64.2	1	同	19,200	22,200	25,400	28,600	32,700	37,800	
同 天童南部アパ一ト1号	同 天童南部アパ一ト1号	同	70.1	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	25,800	29,800	34,100	38,400	43,900	50,700	
同 近江アパ一ト1号	同 近江アパ一ト1号	同	64.2	4	一般用	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

(3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年2月2日から同月8日までの午前10時から午後6時まで

ただし、郵送の場合は、平成29年2月8日までの消印のあるもの限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成29年3月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成28年11月及び同年12月に実施した平成28年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成29年1月27日

山形県監査委員	森	田	廣
山形県監査委員	広	谷	五郎左エ門
山形県監査委員	会	田	稔 夫
山形県監査委員	加	藤	香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関53箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
庄内職業能力開発センター	平成28年11月28日	森田委員	会田委員
鶴岡工業高等学校	平成28年11月28日	森田委員	会田委員
庄内食肉衛生検査所	平成28年11月28日	森田委員	会田委員
加茂水産高等学校	平成28年11月28日	森田委員	会田委員
鶴岡高等養護学校	平成28年11月28日	森田委員	会田委員
庄内総合高等学校	平成28年11月28日	広谷委員	加藤委員
遊佐高等学校	平成28年11月28日	広谷委員	加藤委員
庄内空港事務所	平成28年11月28日	広谷委員	加藤委員
庄内警察署	平成28年11月28日	広谷委員	加藤委員
工業技術センター庄内試験場	平成28年11月28日	広谷委員	加藤委員
酒田光陵高等学校	平成28年11月28日	広谷委員	加藤委員
酒田西高等学校	平成28年11月28日	広谷委員	加藤委員
酒田東高等学校	平成28年11月29日	森田委員	会田委員
鳥海学園	平成28年11月29日	森田委員	会田委員
酒田警察署	平成28年11月29日	森田委員	会田委員
産業技術短期大学校庄内校	平成28年11月29日	森田委員	会田委員

酒田特別支援学校	平成28年11月29日	森田委員	会田委員
新庄警察署	平成28年11月29日	広谷委員	加藤委員
神室少年自然の家	平成28年11月29日	広谷委員	加藤委員
新庄北高等学校	平成28年11月29日	広谷委員	加藤委員
新庄南高等学校	平成28年11月29日	広谷委員	加藤委員
鶴岡北高等学校	平成28年11月30日	森田委員	会田委員
鶴岡南高等学校	平成28年11月30日	森田委員	会田委員
鶴岡警察署	平成28年11月30日	森田委員	会田委員
庄内農業高等学校	平成28年11月30日	森田委員	会田委員
庄内教育事務所	平成28年11月30日	広谷委員	加藤委員
水産試験場	平成28年11月30日	広谷委員	加藤委員
金峰少年自然の家	平成28年11月30日	広谷委員	加藤委員
鶴岡養護学校	平成28年11月30日	広谷委員	加藤委員
小国警察署	平成28年12月9日	広谷委員	会田委員
小国高等学校	平成28年12月9日	広谷委員	会田委員
内陸食肉衛生検査所	平成28年12月9日	広谷委員	会田委員
鶴岡中央高等学校	平成28年12月9日	広谷委員	会田委員
新庄養護学校	平成28年12月9日	広谷委員	会田委員
消防学校	平成28年12月9日	広谷委員	会田委員
最上学園	平成28年12月9日	広谷委員	会田委員
長井工業高等学校	平成28年12月9日	広谷委員	会田委員
庄内児童相談所	平成28年12月9日	森田委員	加藤委員
こども医療療育センター庄内支所	平成28年12月9日	森田委員	加藤委員
知的障がい者更生相談所庄内支所	平成28年12月9日	森田委員	加藤委員

鶴岡乳児院	平成28年12月9日	森田委員	加藤委員
やまなみ学園	平成28年12月9日	森田委員	加藤委員
南陽警察署	平成28年12月9日	森田委員	加藤委員
南陽高等学校	平成28年12月9日	森田委員	加藤委員
最上教育事務所	平成28年12月20日	会田委員	
新庄神室産業高等学校	平成28年12月20日	会田委員	
北村山高等学校	平成28年12月20日	広谷委員	会田委員
尾花沢警察署	平成28年12月20日	広谷委員	会田委員
米沢興譲館高等学校	平成28年12月20日	森田委員	加藤委員
米沢東高等学校	平成28年12月20日	森田委員	加藤委員
米沢養護学校	平成28年12月20日	森田委員	加藤委員
米沢警察署	平成28年12月20日	森田委員	加藤委員
内水面水産試験場	平成28年12月20日	森田委員	加藤委員

## 第2 監査結果

## (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

## イ 酒田西高等学校

(イ) 契約の締結が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 2件

県立酒田西高等学校定時制 非常用放送設備交換

契約金額 913,680円

要契約保証金 91,368円

県立酒田西高等学校定時制 受変電設備保守修繕

契約金額 993,816円

要契約保証金 99,381円

## ロ 鶴岡南高等学校

(イ) 契約の締結が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

平成27年度山形県立鶴岡南高等学校剣道場床修繕工事

契約金額 1,097,280円

要契約保証金 109,728円

## ハ 新庄養護学校

(イ) 契約の締結が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

山形県立新庄養護学校ガス漏れ火災警報設備改修工事

契約金額 1,188,000円

要契約保証金 118,800円

## ニ 消防学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

山形県消防学校プールろ過装置保守点検業務委託

委託料 47,520円

検査日 平成27年11月13日

請求書受理日 平成28年5月17日

支払日 平成28年5月23日

b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないもの 1件

山形県防災学習館案内業務委託 平成27年11月分

委託料 341,730円

検査日 平成27年11月30日

請求書受理日 平成28年2月5日

支払日 平成28年2月15日

## ホ 最上教育事務所

(イ) 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

a 支出事務が適切でないものがある。

(a) 代金の支払を履行の完了確認をした日から2箇月を超えてしていないもの 3件

書籍購読料 平成28年4月分から平成28年6月分まで

需用費 12,960円

検査日 平成28年6月30日

請求書受理日 平成28年9月16日

支払日 平成28年9月30日 ほか2件

合計 32,421円

## (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

### イ 事務事業

(イ) 文書の管理が適切でないものがある。(鶴岡乳児院)

### ロ 収入

(イ) 調定手続きが調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(庄内児童相談所、鶴岡乳児院)

### ハ 支出

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を履行の完了確認又は検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(金峰少年自然の家、加茂水産高等学校、新庄養護学校)

(ロ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるものがある。(最上教育事務所、米沢東高等学校)

(ハ) 支払先を誤ったものがある。(北村山高等学校)

### ニ その他

(イ) 前年度会計の監査において指導された事項について、改善を行っていないものがある。(庄内農業高等学校)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成28年11月に実施した平成27年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月27日

山形県監査委員 森 田 廣  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
 山形県監査委員 会 田 稔 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

1 公益財団法人やまがた教育振興財団

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
10,000,000円	基本財産の現在額 30,000,000円 県の出資割合 33.3%	教員を目指す有為な学生の支援及び教員養成等に関する調査研究事業を行い、もって山形県の教育振興に寄与する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

2 公益財団法人山形県生涯学習文化財団

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
3,322,398,262円	基本財産の現在額 3,385,021,153円 県の出資割合 98.2%	県民の自発的な生涯学習及び文化活動並びに男女共同参画社会の形成促進を総合的に支援し、これらの活動を基盤とした生涯設計、社会生活の創造、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に資する。

ロ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	27年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県生涯学習センター	93,251,000円	平成27年4月1日 ～ 平成32年3月31日	生涯学習センターの施設等の維持管理及び運営に関する業務
山形県男女共同参画センター	29,839,000円	平成27年4月1日 ～ 平成32年3月31日	男女共同参画センターの施設等の維持管理及び運営に関する業務
山形県郷土館及び県政史緑地	100,974,000円	平成24年4月1日 ～ 平成29年3月31日	郷土館及び県政史緑地の施設等の維持管理及び運営に関する業務



## ハ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金	9,270,550円	9,261,000円	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 3 公益財団法人山形県水産振興協会

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
107,500,000円	基本財産の現在額 199,000,000円 県の出資割合 54.0%	漁業資源として必要な魚類や貝類などの放流用種苗等を生産、供給し、本県の栽培漁業及び内水面漁業の振興、「つくり育て、とる漁業」の推進に寄与する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 4 公益社団法人山形県畜産協会

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
156,500,000円	基本財産の現在額 355,420,000円 県の出資割合 44.0%	畜産農家の経営改善、畜産物価格の安定、家畜畜産物の衛生対策と自衛防疫の向上に関する事業を行い、畜産の振興と畜産経営の健全な発展及び消費者への安全・安心で良質な畜産物の安定供給に寄与する。

## ロ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
公益社団法人山形県畜産協会組織強化事業費補助金	4,310,826円	2,779,000円	協会の組織強化を図るため、総括職員配置経費に対し補助する。
山形県死亡牛BSE検査体制支援事業費補助金	11,111,812円	10,558,212円	BSEの全頭検査にあたり、死亡牛一時保冷保管施設の運営経費に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 5 山形県住宅供給公社

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
13,000,000円	基本財産の現在額 26,000,000円 県の出資割合 50.0%	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 6 公益財団法人山形県埋蔵文化財センター

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
50,000,000円	基本財産の現在額 50,000,000円 県の出資割合 100%	県内における遺跡等埋蔵文化財の調査研究を行い、県民の文化財に関する理解を深めるとともに、文化財保護と地域開発の調和を図り、もって県民の文化生活の向上と地域文化の振興に寄与する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 7 特定非営利活動法人エコプロ

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	27年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県立自然博物館	21,650,000円	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	自然博物館の施設等の維持管理及び運営に関する業務

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 8 西川町総合開発株式会社

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	27年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県志津野営場	3,105,000円	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	志津野営場の施設等の維持管理及び運営に関する業務

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 9 株式会社東北ホテルシステムズ

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	27年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県国民宿舎竜山荘	—	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	竜山荘の施設等の維持管理及び運営並びに利用料金の徴収に関する業務

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 10 株式会社モンテディオ山形

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	27年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県総合運動公園	395,413,000円	平成26年4月1日 ～ 平成31年3月31日	総合運動公園内の施設等の維持管理及び運営に関する業務
山形県ふるさと交流広場	1,330,000円	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	ふるさと交流広場の維持管理及び運営に関する業務

ロ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補 助 金 の 名 称	補助対象事業費	補 助 金 額	補 助 の 目 的
山形県モンテディオ山形ホームタウン活動事業費補助金	62,596,402円	40,000,000円	地域貢献・地域振興及びサッカーをはじめとするスポーツの普及・振興事業等に要する経費に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 11 株式会社西王不動産

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	27年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県営住宅及び山形県すまい情報センター	321,824,417円	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	県営住宅及びすまい情報センターの維持管理及び運営に関する業務

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 12 弓張平公園指定管理企業共同体

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	27年度管理経費等	指定期間	業務の内容
弓張平公園	69,221,000円	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	弓張平公園の施設等の維持管理及び運営に関する業務

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 13 さがえ・ふるさと共同企業体

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	27年度管理経費等	指定期間	業務の内容
最上川ふるさと総合公園	49,099,000円	平成25年4月1日 ～ 平成28年3月31日	最上川ふるさと総合公園の施設等の維持管理及び運営に関する業務

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 14 健康の森公園管理共同企業体

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	27年度管理経費等	指定期間	業務の内容
健康の森公園	16,500,000円	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	健康の森公園の施設等の維持管理及び運営に関する業務

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 15 みはらしの丘ミュージアムパーク管理運営企業体

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	27年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	31,500,000円	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの施設等の維持管理及び運営に関する業務

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 16 株式会社グリーンバレー神室振興公社

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	27年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県遊学の森	20,211,000円	平成25年4月1日 ～ 平成28年3月31日	遊学の森の施設等の維持管理及び運営に関する業務

## (2) 監査の結果

イ 注意事項

前回指導事項の措置又は改善が不適切なものがある。

(内容)

前回監査において、体験事業が当初予算に計上されておらず、決算にのみ計上していることから、当初予算から計上するよう指導された事項について、措置又は改善を行っていないもの

## 17 一般財団法人新庄市体育協会

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	27年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
最上中央公園	19,936,000円	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	最上中央公園の維持管理及び運営に関する業務

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 18 山形県高等学校体育連盟

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県高等学校体育連盟補助金	61,021,564円	41,879,000円	高等学校スポーツの競技力の向上を図るため、全国的な規模の競技会に係る選手強化事業費等に要する経費に対し補助する。
山形県高等学校総合体育大会負担金	—	1,340,000円	山形県高等学校総合体育大会開催に係る負担金

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 19 山形県中学校体育連盟

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県中学校体育連盟補助金	38,519,798円	14,816,000円	東北・全国大会出場選手・チームの強化事業費等に要する経費に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 20 公益社団法人山形県トラック協会

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県運輸事業振興助成費補助金	171,831,000円	161,000,000円	営業の用に供するトラックの輸送力を確保し、輸送コストの上昇の抑制等に資するために行う事業に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 21 一般社団法人山形県バス協会

監査実施年月日 平成28年11月28日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

## (1) 監査事項

## イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県運輸事業振興助成費補助金	11,536,000円	11,000,000円	営業の用に供するバスの輸送力を確保し、輸送コストの上昇の抑制等に資するために行う事業に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

平成29年1月27日印刷 発行所 山形県庁  
平成29年1月27日発行 発行人 山形県